第十五条第二項中「(5)」を「(8)」に改める。

第十六条第二号中「(3)イ」を「(6)イ」に改め、同条第三号中「(2)」を「(5)」に改め、同条第四号中「(2)」を「(5)」に改め、同条第四号の二中「(1)ロ」の下に「及び(2)から(4)まで」を加え、同条第五号中「(5)」を「(8)」に改める。

第二十条第二項中「及び三級火薬庫」を「、三級火薬庫及び煙火火薬庫」に改める。

第五十一条第三号の二中「激動、激突、脱落等の」を「衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与え」に改める。

第八十一条の十一の二の表の下欄中「千代田区岩本町二丁目十六番二号」を「中央区八丁堀四丁目十三番五号」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十一年十二月四日から施行する。

2　この省令の施行の際現に火薬類取締法第十二条第一項の許可を受けて設置されている煙火火薬庫については、この省令による改正後の火薬類取締法施行規則第二十条第二項の規定の適用に関しては、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

告　示

○財務省告示第三百七十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十七日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	十億円	九十七円八十四銭
〃	〃	九十五億円	九十七円九十銭
〃	第四回	三億円	九十二円二十九銭
〃	〃	二十億円	九十二円三十五銭
〃	〃	二十五億円	九十二円三十七銭
〃	第五回	五億円	九十二円四十一銭
〃	〃	一億円	九十三円七十四銭
〃	第六回	二億円	九十三円五十一銭
〃	〃	三億円	九十三円五十六銭
〃	〃	四十九億円	九十三円五十七銭
〃	〃	五億円	九十三円五十九銭
〃	第七回	四億円	九十三円六十二銭
〃	〃	十億円	九十三円六十三銭
〃	〃	三十億円	九十三円六十五銭
〃	〃	四億円	九十三円六十六銭
〃	〃	一億円	九十三円六十九銭
〃	〃	十五億円	九十三円三十五銭
〃	第八回	九億円	九十三円四十銭
〃	〃	百三十億円	九十三円四十二銭
〃	〃	二十億円	九十三円四十三銭
〃	〃	十億円	九十三円四十八銭
〃	〃	十六億円	九十三円五十銭
〃	〃	二十億円	九十三円五十三銭
〃	〃	九億円	九十三円五十四銭
〃	第九回	二十億円	九十三円九十九銭
〃	〃	一億円	九十四円四銭
〃	〃	十億円	九十四円六銭
〃	第十回	二十五億円	九十三円七十六銭
〃	〃	三十億円	九十三円八十四銭
〃	〃	五億円	九十三円八十八銭
〃	第十一回	二十五億円	九十四円二銭
〃	〃	二十億円	九十四円五銭
〃	〃	十三億円	九十四円十銭
〃	第十二回	百六十三億円	九十三円五十七銭
〃	〃	七十二億円	九十三円六十五銭